純資産	株主資本	〔うち資本準備金〕 ［うち関係会社間の取引］	［　］	［　］
		〔うちその他資本剰余金〕 ［うち関係会社間の取引］	［　］	［　］
		56．利益剰余金 ［うち関係会社間の取引］	［　］	［　］
		〔うち利益準備金〕		
		〔うちその他利益剰余金〕		
		（うち任意積立金）		
		（うち繰越利益剰余金）		
		57．自己株式		
		58．株主資本合計 ［うち関係会社間の取引］	［　］	［　］
	評価等	59．評価・換算差額等合計		
		〔うちその他有価証券評価差額金〕		
		〔うち繰延ヘッジ損益〕		
		〔うち土地再評価差額金〕		
	60．新株予約権			
	61．純資産合計 ［うち関係会社間の取引］		［　］	［　］
	62．負債・純資産合計 ［うち関係会社間の取引］		［　］	［　］

（注記）

1．繰延費用のうち「11．繰延費用（1年以内）」及び会員前受金のうち「39．会員前受金（1年以内）」ついては、……による方法により算定した額を計上している。

2．……

（備考）

1．（略）

2．「修正価格」の欄には、資産（土地及び建設仮勘定を除く。）にあってはその帳簿価額が当該資産を評価した額を超えるとき、負債にあってはその帳簿価額が当該負債を評価した額を下るときに、その評価した額を記載すること。なお、修正価額欄を記載した場合は、該当する資産、負債各欄の各勘定科目の計欄及び合計欄は修正価額により計算した金額を記載するとともに、純資産合計欄も修正価格により計算した金額を記載すること。

3．［うち関係会社間の取引］の欄には、許可割賦販売業者等及び関係会社相互間の取引高を記載すること（許可割賦販売業者等又はその親会社が連結財務諸表提出会社である場合は除く。）。

［新設］

（備考）

1．（略）

2．「修正価額」の欄には、割賦販売法施行令第6条ただし書の規定により帳簿価額以外の額による場合における同ただし書に規定する当該資産又は負債の額を記載すること。

［新設］